

違反是正事例（事例3－2）

テーマ

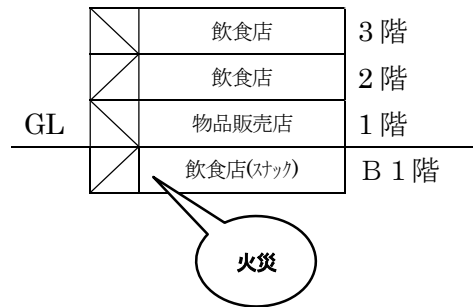
＜ 火災発生対象物に対する違反処理 平成 17 年 ＞

（命令・16 項イ・特定一階段・火災）

- 厨房設備の火災を契機とした立入検査において、壁体の炭化が確認されたことから危険性を排除するため、改修までの間、当該設備の使用を禁じた事例

防火対象物の概要

- (1) 用途 複合用途防火対象物 (16) 項イ
- (2) 構造・規模 耐火造 地上3階 地下1階 屋内階段1系統
建築面積 80 m² 延べ面積 320 m²



違反処理の概要

(1) 違反覚知の端緒

平成 17 年 10 月 15 日の夜、当該対象物地下 1 階のスナックで、厨房設備の取り扱い不適(油の過熱)から出火、天井の一部及びびフキンを焼損した火災が発生した。

翌朝、火災調査を行ったところ、厨房設備側方の保有距離が不足しており、この部分に面する壁体に激しい炭化がみられ、厨房設備を使用すると炭化した部分がすぐに発火する状態であった。

このことから火災調査後、立入検査に移行し、消防法第 5 条の 2 に基づく使用停止命令の発令を前提として違反調査に着手した。

(2) 違反調査の実施

ア 名宛人の特定

次のことから、建物所有者及びスナック経営者の双方を名宛人とすることとした。その後、直ちに建物の登記事項証明書及び住民票を取り寄せ、所在地等の確認を行った。

(ア) 建物所有者（賃貸人）

炭化した壁体は建物の構造部分であり、飲食店の入居を予定して賃貸する以上建物構造に瑕疵があれば所有者として補修し、損害の発生を防止する責務があること。

(イ) スナック経営者（賃借人）

賃借人は、厨房設備を占有するとともに、管理や操作等、直接的な支配を及ぼしていること。

イ 使用停止命令の対象範囲

当該スナックの厨房設備を使用停止命令の対象範囲とした。

(3) 違反処理の経過

ア 命令書の交付

平成 17 年 10 月 16 日の夕方、建物所有者及び賃借人であるスナック経営者を任意で来署させ、命令書を交付した。

[命令事項]

地下 1 階「スナック〇〇」の厨房設備側部壁体に防火上安全な措置が講じられるまでの間、当該厨房設備を使用しないこと。

[命令理由]

地下 1 階「スナック〇〇」の厨房設備側部壁体部分が縦 20 センチメートル横約 40 センチメートルにわたり炭化している事実。防火上安全な措置が講ぜられないまま、当該厨房設備の使用を継続することは、火災の予防に危険であると認めること。

イ 違反の改修

命令後、スナックは厨房設備を使用しないで営業していたが、平成 17 年 10 月 24 日、スナック経営者が来署し、「命令書の内容は直したので、厨房設備を使わせて欲しい」との改修結果報告があり、同日、現場に出向し壁体部分の改修を確認した。

(事例3-2) グループ検討

テーマ

＜ 火災発生対象物に対する違反処理 ＞

1. 初動措置対応について

本事案では、火災後の火災調査で火災予防上の視点から問題提起され、その後に違反調査に着手していますが、本事案における火災調査、違反調査、違反処理等の対応について各消防本部の現状からどのように考えるか検討してください。

2. 違反調査の活動要領

火災調査現場から、「厨房設備付近の炭化」が見分されるとの報告を受けた場合、各消防本部では具体的にどのように対応し違反調査を進めるか検討してください。

各消防本部の規程等では、どのように記載されているかも含めて検討してください。

3. 適用法令について

本事案は、消防法第5条の2に基づく命令により違反処理を進めましたが、消防法第5条の3の適用など、他の適用法令を含めた違反処理について意見交換してください。

4. 名宛人の特定

本事案では、名宛人を2名としていますが、このことについて検討してください。

また、厨房設備の改修を考えた場合の名宛人の考え方や特定方法について整理してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討

(参考) 違反処理標準マニュアルから

第4 違反処理関係書式の記入要領等 第11各種書式作成例

(20) 作成例② 「使用禁止命令(その1)」

消防予第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部

〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

名 称 〇〇〇ビル

用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、火災の予防に危険と認めるので、消防法第5条の2第1項第2号の規定により下記のとおり命令する。

記

1 命令事項

1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する壁面部分の防火上安全な措置を講じるとともに、当該措置が講じられるまでの間、当該コンロの使用を禁止すること。

2 命令の事由

1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する木造壁面部分が縦約30センチメートル横約45センチメートルにわたり炭化していること。防火上安全な措置が講じられないまま、当該ドロップイン式コンロの使用を継続することは、火災の予防に危険と認める。

3 命令を履行しない場合

本命令に従わない場合は、消防法第39条の2の2第1項に該当するものとして、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる)。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。